

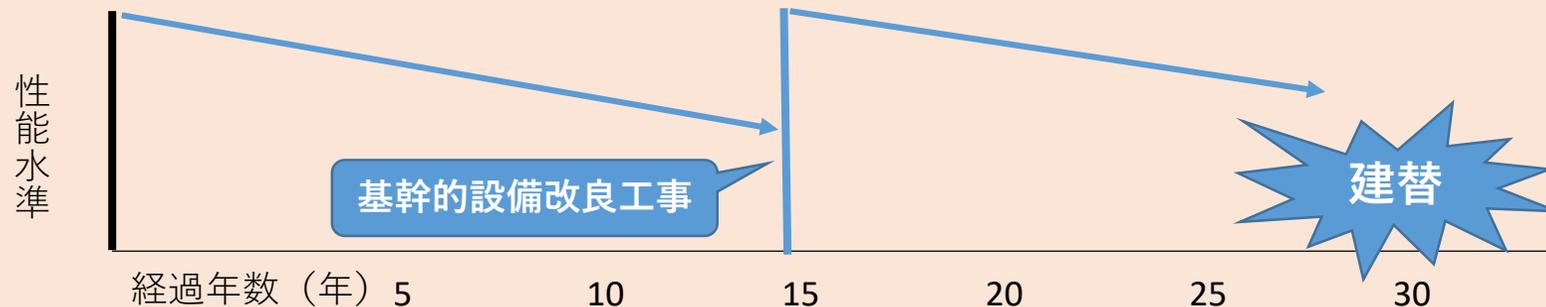
# 家庭系ごみの有料化制度導入について説明資料

## 説明内容

- 1 熱回収施設の基幹改良工事について
- 2 家庭系ごみの有料化について

境町役場 防災安全課  
五霞町役場 生活安全課  
坂東市役所 生活環境課  
古河市役所 環境課  
さしま環境管理事務組合

○事業概要：燃烧（溶融）設備、燃烧ガス冷却設備、排ガス処理設備など、ごみ焼却処理を構成する重要な設備や機械について、概ね15年ごとに実施する大規模な改良工事です。



○事業費：約78.1億円

**【財源】 国の交付金を活用（補助金申請の必須要件）**

・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（対象経費の1/2補助） **9.7億円**

《交付金要件》

- ▶ 地域計画を策定（ごみ有料化の検討・プラスチック資源化の目標を設定）
- ▶ CO2 排出量5%以上削減など

・ 財源内訳／補助金**9.7億円**、地方交付税**17.6億円**、地方債**35.2億円**、一般財源**15.6億円**

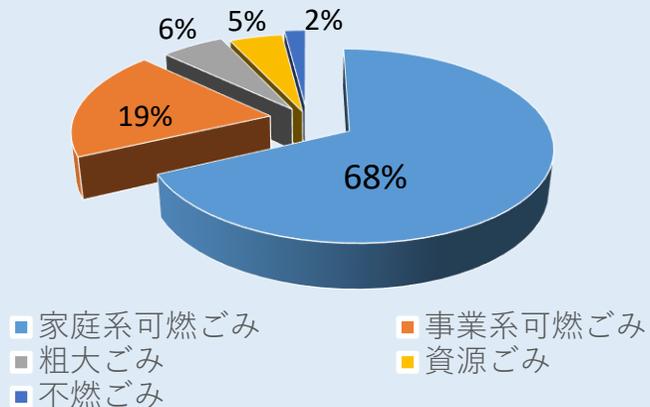
○工事工程

年度 月	令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
地域計画	■																							
長寿命化計画					■																			
基本計画					■																			
実施設計									■															
基幹的設備改良工事													■				■							

1号炉工事⇒2号炉工事⇒共通設備工事

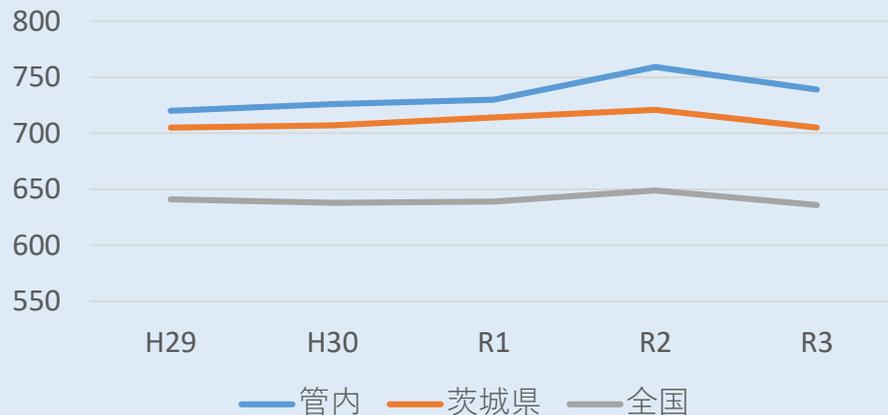
稼働

## 🌸70%が家庭から出る可燃ごみ



約70%が家庭系可燃ごみ

## 🌸ごみの減量が進んでいません



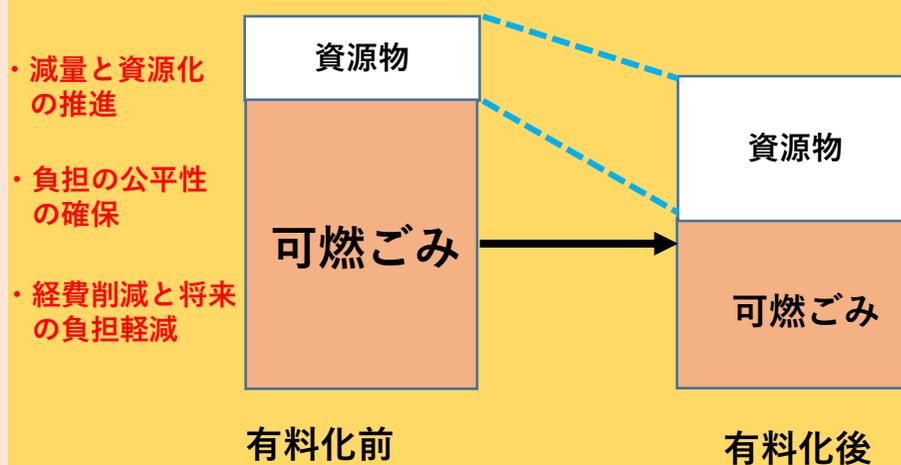
排出量は、ほぼ横ばいで推移

## 🌸ごみ処理経費の推移



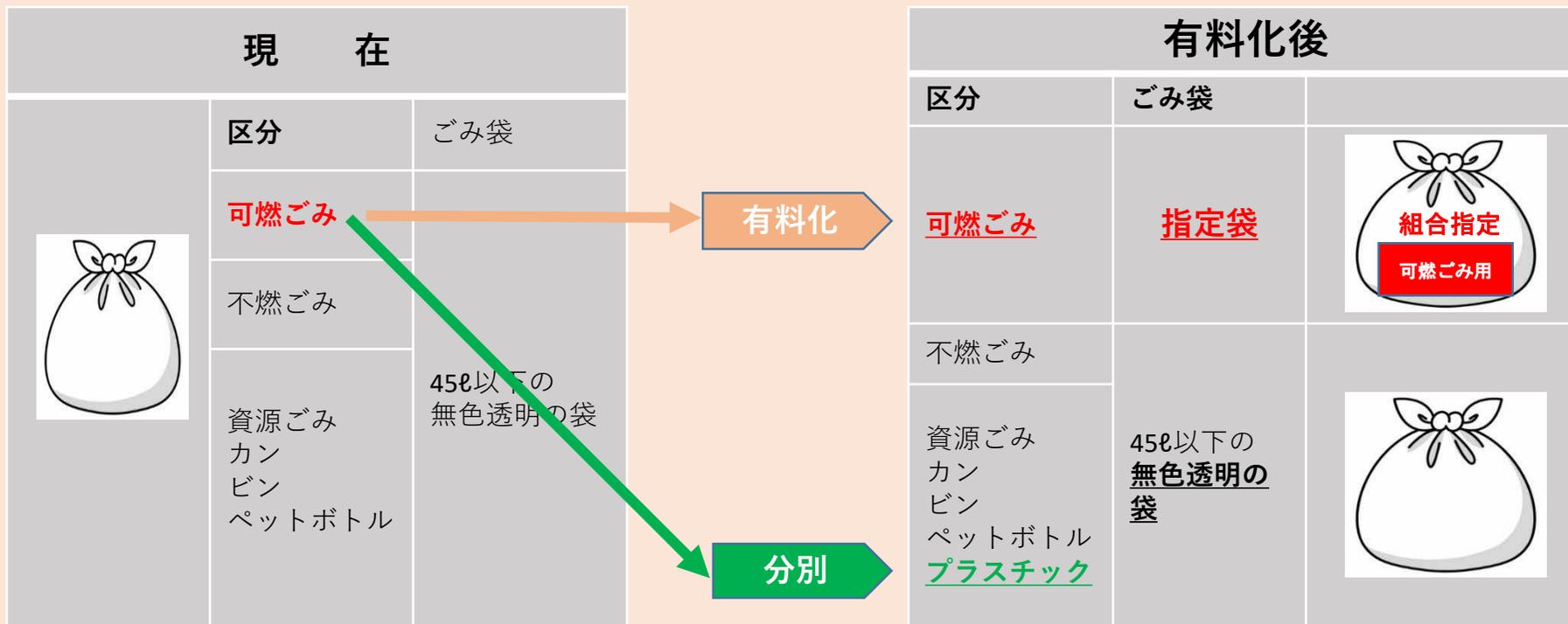
経費は全体的に増加傾向

## 🌸有料化によるごみの減量のイメージ



有料化による効果

## ❁有料化の対象「可燃ごみ」のみ



### 指定ごみ袋価格の設定

ごみ袋の容量	(大) 45ℓ	(中) 30ℓ	(小) 20ℓ
ごみ袋 1 枚の販売価格	30円/枚	20円/枚	15円/枚

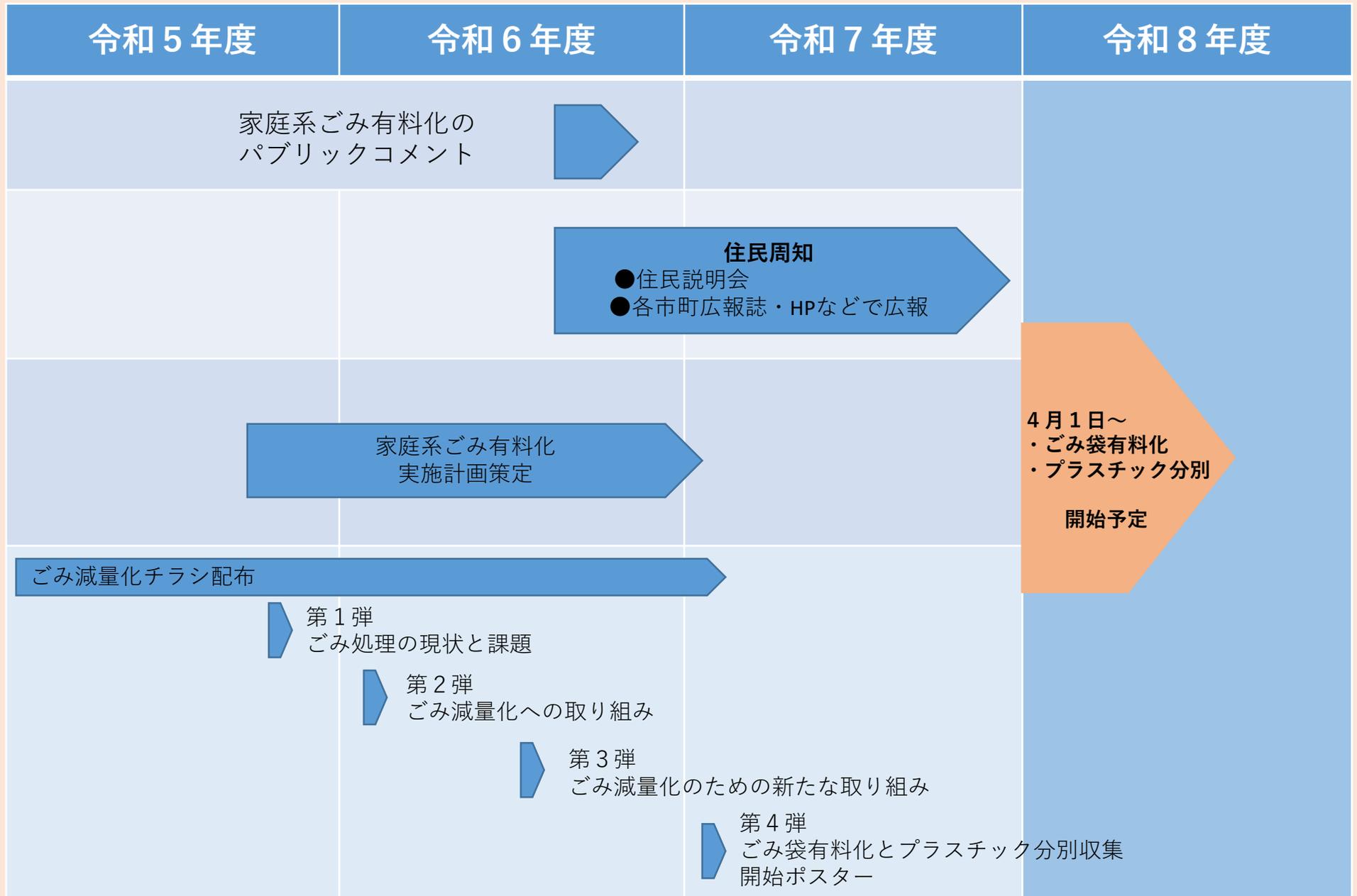
## 家庭系ごみ袋負担額（組合4市町）

区 分			一人あたり負担額 (推計) 円/年	一世帯あたり負担額 (推計) 円/年
組合4市町 (古河地区含)	①	有料化前（無色透明袋） 可燃ごみ	616	1,420
	②	有料化後（指定袋） 可燃ごみ	1,001	2,295
	③	分別有料化後負担額増減	<b>385</b>	<b>875</b>
	④	組合4市町人口	226,819人	
	⑤	組合4市町世帯数	97,352世帯	
	⑥	一世帯人数（平均）	2.3人	

## 家庭系ごみ袋負担額（古河市）

区 分			一人あたり負担額 (推計) 円/年	一世帯あたり負担額 (推計) 円/年
古河市	①	有料化前（無色透明袋） 可燃ごみ	630	1,380
	②	有料化後（指定袋） 可燃ごみ	1,031	2,268
	③	分別有料化後負担額増減	<b>401</b>	<b>888</b>
	④	古河市人口	141,162人	
	⑤	古河市世帯数	63,209世帯	
	⑥	一世帯人数（平均）	2.2人	

※有料化後の負担額は指定ごみ袋45ℓ/30円として算出。



<p>本計画の基本的方向</p>	<p>プラスチックごみの資源化（リサイクル）の推進</p>
<p>導入時期</p>	<p>令和8年4月1日開始予定</p>
<p>対象品目</p>	<p>①プラスチック製容器包装（略称「容リプラ」）</p> <p>※「プラスチック製容器包装」とは、識別マークがついているもの。→ </p> <p>②材質が100%プラスチック製の製品廃棄物（略称「製品プラ」）</p> <p>③最大辺の長さが50cm以下で、45ℓのごみ袋に入るもの。 （50cmを超えるものは、50cm以下に調整）</p> <p>④汚れの付着していないもの。</p>
<p>分別・排出</p>	<p>①・対象品目を最長辺が80cm以下（45ℓ以下）の無色透明の袋に入れて排出。</p>

## ●プラスチック製容器包装（容リプラ）

プラスチック製容器包装とは、プラスチック製の「商品の入れ物」や、「商品を包んでいた物」です。

## ●製品プラスチック（製品プラ）



### マークのないプラスチック

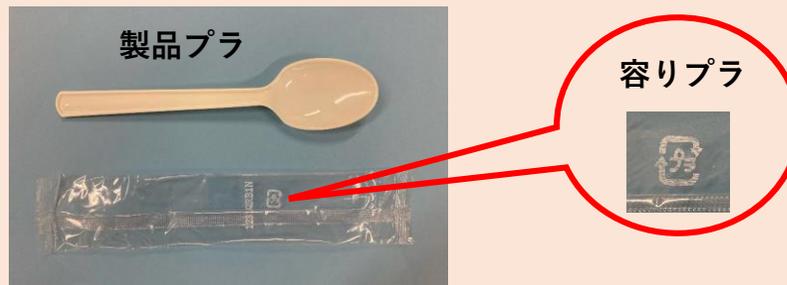
素材だけで出来ているプラスチック製品です。

### 対象となるものの一例

<p>このマークが目印です</p>			
<b>ボトル類</b> <p>シャンプー・リンス・洗剤などの容器</p>	<b>カップ類</b> <p>プラスチック製のカップめん・ヨーグルト・プリンなどの容器</p>		
<b>パック類</b> <p>卵・イチゴ・豆腐や弁当などのパック</p>	<b>トレイ類</b> <p>肉・野菜・魚などのトレイ</p>	<b>袋、外装フィルムなど</b> <p>スナックの袋、パンの袋や日用品などの包みや袋、外装フィルムなど</p>	
<b>キャップ・ラベル</b> <p>ペットボトルなどのキャップ、ラベル</p>	<b>その他</b> <p>果物などのネット、発泡スチロール製緩衝材、薬（錠剤）のシートなど</p>		
<b>箱</b> 	<b>カップ型容器</b> 	<b>チューブ型容器</b> 	<b>キャップ</b> 
<b>ボトル</b> 	<b>皿</b> 	<b>袋</b> 	<b>ラベル等</b> 



例えば、コンビニなどでもらう使い捨てのプラスチックスプーン。現在は、使った後は「外袋」も「スプーン」も「可燃ごみ」で出していますが、、、



プラスチックの分別が始まったら、外袋は「容リプラ」、スプーンは「製品プラ」としてどちらも「プラスチック資源ごみ」として出すことになります。